

文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

	26文都都第572号	平成27年3月26日	区長決定
一部改正	27文都都第97号	平成27年5月29日	部長決定
一部改正	27文都都第203号	平成27年7月16日	部長決定
一部改正	28文都都第27号	平成28年4月1日	区長決定
一部改正	2022文都都第239号	令和4年10月7日	部長決定
一部改正	2024文都都第1245号	令和6年11月26日	部長決定
最終改正	2024文都都第1805号	令和7年3月31日	部長決定

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、文京区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の実施に係る連絡調整を行うため、文京区バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の進行管理に関すること。
- (2) 基本構想の改定に関すること。
- (3) 基本構想に基づく重点整備地区別計画の改定に関すること。
- (4) その他区長が必要があると認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員40人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体、高齢者団体等を代表する者
- (3) 公募区民
- (4) 関係行政機関
- (5) 施設管理者
- (6) 交通管理者
- (7) 関係事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要があると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別な事情がある場合は任期を延長することができる。

- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部長、福祉部長、都市計画部長、土木部長、企画政策部企画課長、企画政策部用地・施設マネジメント担当課長、福祉部福祉政策課長、福祉部障害福祉課長、都市計画部都市計画課長、土木部管理課長、土木部道路課長、土木部みどり公園課長及び教育推進部副参事（学校施設担当）の職にある者とする。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年11月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。